

令和4年度 小美玉市放課後子どもプラン入会手続きについて

1. 必要書類

12月1日より、小美玉市のホームページから印刷または、下記の窓口にてお受け取りください。ご家庭の状況により提出する書類が異なりますのでご注意ください。

2. 必要書類の受け取り・提出先

継続	新規	場 所	担 当	受付時間
○	○	小川総合支所 2階	教育委員会 子ども課	平日の午前8時30分から 午後5時15分まで
○	○	小美玉市役所	福祉事務所 美野里支所	
○	※	ご利用中の 放課後子どもプラン	ご利用中の 放課後子どもプラン支援員	平日の午後3時00分から 午後6時00分まで

※上のお子様が発現在ご利用中の場合に限り、ご利用先の放課後子どもプランで必要書類の受け取り・提出が可能です。提出の際は、書類一式を封筒に入れてください。

3. 受付期間

令和4年1月12日（水）～31日（月） ※土日除く8：30～17：15に受付

受付期間内にお申込みいただいた方を対象に4月からの準備をしますので、期間を過ぎて入会をご希望された場合、利用の要件を満たしていても受け入れができなくなる可能性があります。

長期利用（夏休み等のみ利用）をご希望の方も、必ず受付期間内にお申し込みください。

4. 申請から利用開始まで

申請書類を審査のうえ、入会の可否について3月上～中旬に通知します。

入会が決定となった方には、利用案内や負担金の口座引き落としの手続きなどについて、あわせてご案内いたします。

問い合わせ 小美玉市教育委員会 子ども課 子ども育成係

TEL0299-48-1111（内線 2241・2242）

令和4年度 小美玉市放課後子どもプラン ご利用の案内

(R3.12.1 現在)

1. 放課後子どもプランとは

小学校の空き教室や併設の施設で、放課後の児童へ安全・安心な居場所と集団生活、体験活動の場を提供する公営の事業です。民営の児童クラブについては、それぞれのクラブへ直接お申し込みください。

2. 放課後子どもプランの利用申請ができる方

保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

①就労に従事している場合

②保護者が妊娠中または産後間もないとき

③保護者が病気負傷または、心身に障がいがあるために子どもの保育ができない場合

④病気や心身に障がいのある親族などの看護をしなければならない場合 等

※これらに該当している場合でも受入に余裕がないときは、入所の調整に時間を要する場合があります。

3. 入会申請書（児童1名につき1枚）のほかに必要な添付書類

放課後児童クラブの入会に関する確認票と、父母及び同居の65歳未満の祖父母等を対象に下記のいずれかの添付書類が必要です。申込み児童が何名の場合でも、各添付書類は保護者1名につき1枚の提出で結構ですが、既に保育園（所）への入園（所）または継続の手続きのために提出済みであっても、提出が必要となります。

「就労証明書」（外勤や内職の場合）

・指定の様式を勤務先に提出し、勤務内容の記入（証明）をしていただきます。

「自営業・農業・看護等申立書」（自営業や農業に従事しているまたは看護等の理由による申請の場合）

・自営業や農業に従事している場合は、後日確定申告後に「確定申告書」または「市・県民税申告書」の写しを添付してください。

・出産・障がい・疾病・看護等の場合は、母子手帳・身体障害者手帳・入院申請書等の内容の確認できる書類の写しを添付してください。

4. 令和4年度 利用対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5. 利用区分と開設日・開設時間（小学1年生～6年生共通）

利用区分		開設日	開設時間（基本）	開設時間（延長）
通常	1年を通して利用	学校の授業のある月～金曜日	放課後から午後6時まで	午後6時30分まで
		1,2,3学期中の土曜日、県民の日等の学校休業日	午前8時から午後6時まで	
長期	春・夏・冬休み期間のみ利用	春休み・夏休み・冬休み期間の月～土曜日	午前8時から午後6時まで	
臨時	病気等の理由による一時的な利用 (2の②③④該当者)	通常・長期区分の開設日の内、数日間の臨時利用 ※該当理由の確認書類が必要となります。	通常・長期に同じ	

6. 閉設日

日曜日・国民の祝日・8月13日～15日・12月29日～翌年1月3日・運動会実施日（順延となった場合も含む）・台風、大雪等により学校が短縮または休校時・集団風邪等により学級閉鎖の場合（本人が健康であっても学校と同様の扱いとなるため利用できません。）その他、特に市長が認めた日

7. 保護者の方にご負担いただく経費

◆保護者負担金（この他に、おやつ代や催事の際は必要な経費をご負担いただきます。）

利用区分		学校の授業のある月～金曜日 (平日のみの利用)		全開設日 (土曜日・学校長期休業期間も利用)		納入方法
		基本額 18:00 まで	時間延長 18:30 まで	基本額 18:00 まで	時間延長 18:30 まで	
通常	8月以外	3,000円	4,000円	4,000円	5,000円	口座振替
	8月	8,000円	9,000円			
長期	学年始	1,500円	2,000円			
	夏季	10,000円	12,000円			
	冬季	3,000円	4,000円			
	学年末	1,500円	2,000円			
	その他 (市長が認める期間)	市長が定める額				
臨時	保護者の病 気、看護等 による一定 期間の利 用	300円 (日額)	400円 (日額)	500円 (日額)	600円 (日額)	納付書

◆諸経費（入会決定時にお手続きしていただきます）

保護者負担金以外に ご負担いただくもの	金額
傷害・賠償保険料 (万が一の事故のため)	児童1人につき 800円/年
おやつ代 (月額制)	児童1人につき 1,000円/月

受付期間外に申請された場合は、
保険料振込手数料として別途313円
が世帯ごとにかかります。

※保険料および保険料振込手数料は、納入後に一度も利用せず退会した場合でも返金できません。

◆保護者負担金の減免について

保護者負担金は以下のいずれかの項目に該当する場合のみ、「保護者負担金減免申請書」を提出することによって免除または減額となります。

- ①生活保護法による生活保護を受けている世帯
- ②母子または父子家庭の世帯で住民税が非課税の世帯
- ③世帯内に障がい児(者)のいる世帯で住民税が非課税の世帯
- ④住民税が非課税の世帯
- ⑤母子または父子家庭もしくは障がい児(者)のいる世帯で住民税が均等割のみの世帯

※審査の結果、減免にならない場合（却下）があります。また、減免の決定は年度毎となりますので、希望される場合は必ず年度毎に申請してください。

8. その他

- ・受付時に必要な書類がすべて揃っていないと申請はできませんので、ご不明な点がある場合は、事前に子ども課 子ども育成係までお問い合わせください。
- ・障がいのある児童については、身体障害者手帳等を持参するなど、事前に事務局までご相談願います。
- ・入会后、以下のいずれかに該当すると認められたときは利用の制限や停止をすることがあります。
 - ①利用要件を満たさなくなったとき
 - ②児童が集団行動に不適であるとき
 - ③保護者負担金を滞納したとき
 - ④利用時間を守らないなど運営に支障が生じる行為を行ったとき
- ・定員を超える申し込みがあった場合は、下記の方を優先とさせていただきます。

受け入れの優先順位	①1～3年生	②低学年の兄弟がいる4～6年生	③4～6年生
区分の優先順位	①通常利用	②長期休業期間	③臨時利用（申込時要相談）

9. 放課後子どもプランの開設場所と連絡先



名称	開設場所	定員	連絡先
小川南小放課後子どもプラン 1 組	小川南小内余裕教室	50	080-2082-1003
小川南小放課後子どもプラン 2 組		50	080-1235-3524
小川南小放課後子どもプラン 3 組		30	080-2673-3562
小川北義務教放課後子どもプラン 1 組	小川北義務教敷地内専用施設	40	080-2082-1004
小川北義務教放課後子どもプラン 2 組		40	080-2082-1005
小川北義務教放課後子どもプラン 3 組		40	080-2082-1006
羽鳥小放課後子どもプラン	羽鳥小敷地内専用施設	70	080-2082-1007
竹原小放課後子どもプラン	旧竹原幼稚園	40	080-1266-1043
堅倉小放課後子どもプラン	堅倉小内余裕教室	65	080-2082-1008
納場小放課後子どもプラン	納場小内余裕教室	38	080-2082-1009

※玉里学園義務教育学校区については、公設の学童は開設せず、民間運営の学童のみとなります。